

【障害基礎年金・障害厚生年金】

	障害基礎年金	
支給要件	<p>①保険料納付要件 ア) 初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までに被保険者期間があり、かつ被保険者期間のうち保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上であること。 イ) 初診日が平成28年4月1日前の場合は、初診日の属する月の前々月までの1年間に保険料の滞納がないこと（＝直近1年要件の特例）。</p> <p>②初診日において、被保険者であるか又は被保険者であった人であって60歳以上65歳未満の国内居住者であること</p> <p>③障害の状態 障害認定日（※）において、障害の程度が1級又は2級に該当すること。 （ただし、障害認定日に1級又は2級に該当しなかった場合でも、65歳に達する日の前日までの間に障害が重くなり、1級又は2級に該当した時は、請求により障害基礎年金を受給できます。）</p> <p>●20歳前傷病による障害基礎年金 初診日において20歳未満であった人が20歳に達した日において1級・2級の障害の状態にあるとき、または、20歳に達した後に1級・2級の障害の状態となったときは、障害基礎年金が支給されます。ただし、所得制限が設けられています。</p>	<p>①保険料納付要件 障害基礎年金</p> <p>②初診日において</p> <p>③障害の状態 障害認定日に</p> <p>※ 障害認定日 初診日 場合は治</p>
年金額 (平成18年度)	<p>1級 792,100円 × 1.25 + <u>子の加算</u> 2級 792,100円 + <u>子の加算</u></p> <p>●子の加算 第1子・第2子・・・各 227,900円 第3子以降・・・各 75,900円</p> <p>※子とは次の者に限る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・18歳の誕生日の属する年度の年度末を経過していない子 ・20歳未満で1・2級の障害者 	<p>1級 [(平均標準者期間の4月以後の算 (227,900円))] 2級 [(平均標準者期間の4月以後の算 (227,900円))] 3級 [(平均標準者期間の4月以後の ←最低保 (注) 被保険者期 (=25年) と</p>

〈表4-3〉障害基礎年金と老齢厚生年金等の併給(平成18(2006)年4月実施)

今日では、障害を有していてもできる限り能力を発揮し、就労できる環境整備に向けた取組みが進められています。年金制度としても、こうしたことに対応して、障害者の就労について年金制度上も評価し、地域での自立した生活を可能とするための経済的基盤を強化する観点から、障害基礎年金と老齢厚生年金または障害基礎年金と遺族厚生年金の併給ができる仕組みとなりました。

	厚生年金	老齢厚生年金	障害厚生年金	遺族厚生年金
国民年金				
老齢基礎年金		○	×	○
障害基礎年金		◎	○	◎
遺族基礎年金		×	×	○

(注) ○は改正前の制度においても併給可能であった組み合わせ。

◎は今回の見直しによって併給が可能となったもの。

×は併給できないもの。